

○ 報告第8号 専決処分報告について（平成28年度大仙市一般会計補正予算（第3号））

補 正 額 10,000 千円

補正後の予算総額 45,817,553 千円

（平成28年7月29日 専決第3号）

【歳 出】

（単位：千円）

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般 財 源	
委員 会 教 育	1. 保健体育総務費補助金	10,000				10,000	大曲工業高等学校野球部甲子園出場に係る補助金の補正

○ 議案第145号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 人権擁護委員の三浦廣咲氏（西仙北地域）の任期が来る平成28年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

三 浦 廣 咲 大仙市強首字強首101番地3
 （再推薦） 昭和23年3月5日生（満68歳）

○ 議案第146号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 人権擁護委員の宇野聖子氏（太田地域）の任期が来る平成28年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

宇 野 聖 子 大仙市太田町東今泉字壺本木360番地
 （再推薦） 昭和33年2月5日生（満58歳）

○ 議案第147号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 人権擁護委員の花津谷環氏（中仙地域）の任期が来る平成28年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として足達隆氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

足 達 隆 大仙市長野字柳田141番地3
(新規推薦) 昭和30年1月18日生 (満61歳)

○ 議案第148号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 人権擁護委員の黒田正明氏（太田地域）の任期が来る平成28年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として鈴木農夫廣氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

鈴 木 農夫廣 大仙市太田町三本扇字葛堀252番地
(新規推薦) 昭和24年5月27日生 (満67歳)

○ 議案第149号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲墓園の墓地区画を増設することに伴い、墓園の位置及び墓地の永代使用料を条例規定するほか、返還された墓地を再販売する場合の永代使用料の額の見直しを行うものであります。

- 1 増設した墓地区画の位置 大仙市大曲西根字仁応治83番地2（第1条関係）
- 2 増設した墓地区画の墓地の永代使用料（別表関係）

区 画	面積	碑石	永代使用料	摘 要
規制墓地	4㎡	なし	370,000円	納骨スペース整備済み
自由墓地	6㎡	なし	320,000円	

- 3 墓地を再販売する際の永代使用料の見直し（別表関係）

墓地区画内の全ての墓地で使用後15年が経過し、永代使用料の還付が生じない墓地区画については、当該区画の整備に要した費用は、既に使用者から徴収した永代使用料によって負担されていることに鑑み、今後、これらの区画で返還された墓地を再販売する場合の永代使用料の額は、現行より低い額とする。

- 4 所要の文言整理（第2条から第11条まで関係）
- 5 施行期日 公布の日（増設した墓地区画に関する部分は平成28年11月1日）

【大曲墓園整備事業概要】 旧中央斎場跡地を活用して大曲墓園の整備を行います。

- 1 墓地区画増設（規制墓地48区画、自由墓地36区画）
- 2 西側トイレ・休憩スペース整備
- 3 駐車場・園路整備

○ 議案第150号 大仙市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

※ 農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会は、現農業委員の任期満了をもって新たな農業委員会制度に移行することに伴い、新制度における農業委員及び創設される農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 農業委員の定数 24人（第2条関係）
- 3 農地利用最適化推進委員の定数 40人（第3条関係）
- 4 施行期日 平成29年7月31日（現農業委員の任期満了日の翌日）
- 5 準備行為 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命又は委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができることとする。（附則第3項関係）
- 6 関係条例の整理
 - (1) 大仙市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止（附則第2項関係）
 - (2) 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（附則第4項関係）

① 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額

農業委員	会長	月額 61,500円	※ 現行と同額
	会長職務代理	月額 53,000円	※ "
	委員	月額 49,500円	※ "
農地利用最適化推進委員	※ 新設	月額 30,500円	

- ② 農業委員が総会等に出席した場合に支給する日当（2,000円）は、新制度に移行する際に廃止する。

【新農業委員会制度の概要】

- 1 農業委員の選出方法の変更
 - ① 公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命することとした。
 - ② 任命に当たっては、推薦及び募集により候補者を決定することとした。
 - ③ 委員構成は、認定農業者が過半数を占めるとともに、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととした。
- 2 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱し、活動を行わせることとした。

○ 議案第151号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

※ 企業の地方拠点強化を促進するため、地域再生法による地域再生計画に基づき本社機能を地方に移転し、又は地方にある本社機能を拡充した事業者に対して行う支援として、当該本社機能を有する施設等に係る固定資産税の優遇措置を講ずることとし、その課税の特例を定めるものであります。

なお、この優遇措置につきましては、地方交付税により減収分が補填されます。

1 固定資産税の不均一課税

- ① 東京23区に本社を有する事業者が本社機能を市内に移転（平成30年3月31日までに秋田県知事から施設整備計画の認定を受けた認定事業者が行うものに限る。②において同じ。）する場合に整備する施設又は土地に係る固定資産税を軽減する特例を設ける。

年度	通常の税率に乗ずる率
初年度	0
初年度の翌年度	4分の1
初年度の翌々年度	2分の1

- ② 認定事業者が市内にある本社機能を拡充する場合に増設する施設又は土地に係る固定資産税を軽減する特例を設ける。

年度	通常の税率に乗ずる率
初年度	0
初年度の翌年度	3分の1
初年度の翌々年度	3分の2

2 施行期日 公布の日

【参考】固定資産税の減収に伴う普通交付税の補填措置

	移転型事業	拡充型事業
対象自治体	財政力指数0.90未満	財政力指数0.63未満
普通交付税補填率	減収分の4分の3	

※ 大仙市0.34(H26)基準

○ 議案第152号 新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について

※ 新市建設計画（大仙市まちづくり計画）を次のように変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 消防施設整備事業に消防本部庁舎等の整備事業を加える。（第5章第7節快適で安全に暮らせるまちづくり関係）
- 2 事業の追加に伴う財政計画の見直し（第8章財政計画関係）